

令和7年度第1回島根県生徒指導審議会

日 時 令和7年12月8日(月)

13:30～15:30

場 所 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

【事務局あいさつ(教育監)】

本日、大変お忙しい中、委員の皆様には、こうして会にご参加いただきまして、ありがとうございます。また、平素から子どもたちの生徒指導上の諸課題にいろいろご助言等をいただきまして、心より感謝申し上げます。

本日のこの会につきましては、「令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について」ということで、この結果の説明等を中心に、今後の支援について、専門のお立場の視点で、いろいろご助言をいただければと考えております。不登校にしても、いじめにしても、数が増えてきているという結果も出ておりますので、忌憚のないご意見をいただけたらと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局から委員紹介】

【会議成立】委員9名出席により会議成立(島根県生徒指導審議会規則第5条第2項)

○事務局

それでは、今後の進行につきましては、島根県生徒指導審議会規則第5条1項の規定により、会長にお願いしたいと思います。

【議事】

○会長

皆さん、こんにちは。お世話になります。県教委の皆様方もありがとうございます。

皆様方のご協力を得ながら、中身の濃い、また課題を明確にし、何らかの私たちの意見をまとめることができればと思っておりますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、座って失礼します。最初に、本日の審議会についてですが、島根県情報公開条例第34条に基づき公開としておりますが、意見交換につきましては、特定の個人を識別される情報が意見に含まれることが想定されます。昨年度のこの会も議事録、逐一公開されているとおりでございますが、個人情報等が識別されるようなご発言がある際には、ご発言の前にそのことをおっしゃっていただければ、その部分以降につきましては同条第1号により非公開という形で進めたいと思っておりますので、ご承知おきいただけたらと思っております。もちろん、後になっても、今のことについては個人情報でしたとおっしゃっていただい

も結構でございます。

それでは、議事に入ります。次第の4 議事です。次第では、お手元にあるところでは、議事後、5に意見交換としておりますが、多少、事務局からの説明のボリュームが大きいということでございますので、まず、議事の(1)を終えたところでご意見をいただき、(2)を終えたところでもさらにご意見をいただくという形で進めさせていただこうと思っております。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、まず、(1)令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

島根県として公表しております「令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について」の資料に基づいて説明させていただきます。

それでは、資料1の1ページをお願いします。「I 島根県の調査結果の概要」の「1 暴力行為の発生件数」についてです。公立の小・中学校・高等学校の合計は670件、前年度比49件増、児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.5件、前年度比0.9件増でした。発生件数、1,000人当たりの発生件数、いずれも前年度と比べ増加しております。県内国公立1,000人当たりの発生件数10.2件は、全国平均の10.4件を0.2件下回っています。暴力行為の件数は前年度と比べ49件増加しておりますが、増加の背景として、いじめの認知に伴うものや、児童生徒同士の遊びや、ふざけ合いの初期段階での行為も計上されていることが考えられます。

続いて、「2 いじめの状況等」についてです。公立小・中学校・高等学校・特別支援学校における認知件数の合計は3,878件、前年度比351件増、児童生徒1,000人当たりの認知件数は59.8件、前年度比6.0件の増でした。認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも過去最多で、増加は4年連続でした。県内国公立1,000人当たりの認知件数58.5件は、全国の国公立1,000人当たりの認知件数61.3件を2.8件下回っています。認知件数の増加については、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったこと、学校で実施される定期的なアンケートや教育相談の充実などによるきめ細かな対応の定着、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられます。

続いて、2ページをお願いします。「3 小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況」についてです。公立小・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,401人、前年度比118人増、1,000人当たりの人数は48.9人、前年度比3.0人増でした。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに過去最多で、増加は9年連続でした。県内国公立小・中学校の1,000人当たりの人数48.8人は、全国平均の38.6人を10.2人上回っております。増加の背景として、国が、いわゆる教育機会確保法の趣旨の浸透等による保護者の意識の変化、

コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援が足りなかったことなどが考えられるとしており、本県も同様に捉えております。

続いて、「4 高等学校の長期欠席者のうち不登校の状況」についてです。公立高等学校の不登校生徒数は284人、前年度比23人減、1,000人当たりの人数は21.7人、前年度比1.5人減でした。不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに前年度と比べ減少しました。県内国公立1,000人当たりの人数26.8人は、全国平均の人数23.3人を3.5人上回っています。公立高等学校における不登校生徒数は、全日制、定時制ともに増減を繰り返しています。

次に、「5 高等学校中途退学者等の状況」です。公立高等学校の中途退学者は82人、前年度と比べ16人減、在籍者数に対する割合は0.6%でした。中途退学者数、割合ともに前年度と比べ減少しております。県内国公立の在籍者数に対する割合0.6%は、全国平均の1.4%を0.8ポイント下回っています。減少の要因としては、中学校でのキャリア教育や高校のオープンスクールなどによる情報提供により、高校進学後のミスマッチが少なくなり、全国より低い状況を維持していると考えております。

資料3ページをお願いします。「II 島根県の対応」です。生徒指導上の個別の課題に対して、以下の取組を進めております。

「1 暴力行為」についてです。第2段落からになります。県内の小・中学校では、ここ数年、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況が見られると市町村教育委員会から報告を受けております。このような児童生徒への対応としては、学校全体で共通理解を図り、一人ひとりに応じた指導につなげることが重要であることを教職員に伝えてまいります。

「2 いじめ」についてです。いじめを訴える児童生徒の安全確保を最優先とし、いじめ防止対策推進法などに基づき迅速に対応し、いじめを訴える児童生徒が状況の改善を実感できるよう、きめ細かな支援につなげていくことを学校に求めています。そのため、チェックリストを活用した校内組織の体制整備などを推進し、引き続き初期段階からの対応の重要性を学校に伝えてまいります。また、相談することができなかつたいじめが存在しているかもしれないという視点を持ちながら、いじめの兆候を見逃さないようにすることなども促してまいります。

資料4ページをお願いします。「3 不登校」についてです。第3段落からになります。県内では、全国同様に増加傾向にあります。学校内外の機関等や担任等からの継続的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は、全国平均より低い状況にあります。このことは本県の教職員が丁寧に関わった成果であり、不登校支援の強みであると考えております。

第4段落ですが、令和6年3月に実施した「不登校に関するアンケート調査」の結果から、不登校の背景には人間関係の悩みが隠れているかもしれないという視点を持つことの大切さも、引き続き教職員に伝えてまいります。

第5段落以降に記述しておりますが、学校では一人一台端末を活用しながら様々な支援を行っております。また、県では、令和8年度の入学者選抜から長期欠席者等に配慮した選抜方式を新たに導入いたしました。

最後の段落になります。市町村では学校内外での居場所の提供や学習支援に取り組まれていますが、その取組に対して県は財政支援を行っております。

資料5ページをお願いします。「4 中途退学」についてです。中途退学した場合のリスクなどから、未然防止や早期に気づくことの重要性を学校に伝えております。学校では、やむを得ず中途退学を選択した生徒に対しても、進路に関する窓口や制度を紹介するなど、一人ひとりの状況に応じた支援を行っております。

次に、資料6ページをお願いします。「Ⅲ 島根県の調査結果」です。ここからは統計資料になりますので、要点を簡潔に説明いたします。まず、「1 暴力行為の発生件数」では、発生件数を校種別、形態別、加害児童生徒の学年別内訳を掲載しておりますので、こちらは後ほどご参照ください。

続いて、資料7ページをお願いします。ページ下段に「6 いじめの発見のきっかけ」を掲載しております。学級担任以外の教職員が発見した小・中・高・特支の合計が427件、前年度比80件増、本人からの訴えの合計が1,390件、前年度比188件増、当該児童生徒の保護者からの訴えの合計が831件、前年度比101件の増と、前年度から大きく増加している区分になっております。これらのことから、被害を受けた子どもや保護者が学校に対して被害を訴えやすくなってきているのと同時に、教職員のいじめの定義に関する理解が進み、担任以外の教職員が初期段階から発見できるようになってきていることを示していると考えております。

次に、資料9ページをご覧ください。「10 不登校児童生徒の欠席期間別実人数（公立小学校・中学校）」です。（1）不登校児童生徒のうち欠席日数30日から89日であった者の割合です。このグラフでは、令和5年度調査から50日以上欠席している者の項目が新たに追加されたため、左側に令和2年度から4年度までを棒グラフで、令和5年度からを右側に積み上げの棒グラフの形で載せています。令和6年度、県内の不登校児童生徒のうち欠席日数30日から49日の割合が27.4%、50日から89日の割合が24.2%、合わせて51.6%がここに属しています。全国では、同様に22.8%と22.9%、合わせて45.8%となり、本県は5.8ポイントの差で全国より割合が高くなっています。このことから、本県の不登校児童生徒の欠席期間は、全国に比べ長期化に至る割合は低く、教職員が一人ひとりに丁寧に関わっている成果であると考えています。

資料の10ページをお願いします。「12 不登校児童生徒について把握した事実（公立小学校・中学校）」です。令和6年度、回答が多かったものは、順に、小・中学校とも11、12、9の区分になっております。区分の1、2、3についてですが、前述の「島根県の対応」のページで、令和6年3月に実施した「不登校に関するアンケート調査」の結果により、不登校の背景には人間関係の悩みが隠れているかもしれないという視点を持つことの

大切さを引き続き教職員に伝えていくと申しました。この1、2、3が、人間関係の悩みに関する区分に当たります。アンケート結果公表前の令和5年度と比べ、1、2の区分の数値は増加しましたが、この視点が教職員に十分浸透し、調査結果に反映するまでには至っていないと考えております。引き続き教職員研修や学校訪問など、あらゆる機会を通じて教職員に伝えていくことで、今後の調査ではこの数値が増えていくものと考えております。

続いて、ページ最下部の「13 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合（ア）」と、「（ア）のうち教職員から継続的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合（イ）」をご覧ください。（ア）のグラフでは、本県は27.4%、全国は38.3%で、本県は全国より10.9ポイント低い状況にあります。このグラフからは、過去5年にわたり全国より低い状況にあることが見てとれます。

（イ）のグラフでは、本県は0.7%、全国は4.2%で、全国より3.5%低くなっています。担任の教員をはじめ関わりがある教職員が定期的に電話をかけたり、家庭訪問したりするなど、個別の状況に応じた丁寧な支援を続けていることによる結果が現れていると推察しています。このことや欠席期間別実人数の結果は、本県の教職員が丁寧に関わった成果であり、本県の不登校支援の強みであると考えております。

以下、資料11ページ、12ページについてはご覧いただければと思います。説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。

今、資料1に基づきまして、（1）令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について事務局から説明をいただきました。これにつきまして、ご意見を委員の皆様方からいただきたいと思っております。ご質問や今、触れられなかった資料の部分等でも結構ですので、委員の皆様方、ご自由に発言いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員

教えていただきたいのですが、幾つもあるのですが、不登校の状況とかいじめの状況とかありますけれど、11ページの全日制とか定時制とか合計の隣に、「県（国公立）不登校生徒数」というのと、その前の公立の差というのは、引き算したら、全て私立中高ですか。

○会長

事務局、どうぞ。

○事務局

左側の全日制、定時制、合計という3つの欄は、公立の高校のみの数値です。右側に2つあるうちの「県（国公立）」は、公立を除いた、島根県においては私立高校だけになりますけれど、私立高校の数値を足したものの。

○委員

足したものでですか。

○事務局

足したものです。公立と私立を足したものが県の欄の数値になります。

○委員

そうしますと、単純に私立学校のほうが非常に不登校の数が多い。

○事務局

そういうことです。

○委員

県には10校ほど私立学校があると聞いておりますけれども、その数字ということですね。

○事務局

そういうことです。

○委員

非常に高く、先日の県議会で、ある議員さんが私立学校の生徒たちに対する相談支援体制が不十分ではないかという質問が出ておりましたので、多分、聞いておられた方もおられると思うのですが、そういうのがやはりこういう数字に表れているのではないかと、心配しました。なかなか、スクールソーシャルワーカーが私立学校に行くことがまずなくて、公立の高等学校は今年度から予算を確保されて、巡回型ということで年間18時間、行くことが増えましたけれども、それに対しての学校側の受入れも、十分理解が得られていないというところもあって、もっともっと利用していただきたいなど。専門職をもっと利用していただいて、こういう問題が起きる前からの日頃の学校との関わりというのを、巡回型でもいいですけど、今のところ高等学校だけですので、こういう事業が小・中学校にあれば、この数字が減っていくのではないかとということも考えておりますので、ぜひ検討していただきたいなどと思って、この数字を見ておりました。

○会長

ありがとうございました。今、委員からは2点ぐらいあったと思います。

まずは、私立学校の状況はどうなっているのかというような、県教委さんにそのまま直球でご質問していいかどうかという問題がありますけれども、それと、そういった専門職、社会福祉士さんをはじめスクールカウンセラー、スクールサポーターとか、そういうものの学校現場での認知度というのはどうなっているのかと。こういうようなことが大きく2つあったと思います。

事務局、いかがですか。

○事務局

表を見ますと、私立学校の不登校生徒のほうが多いということで、きちんと統計を取っているわけではありませんけれども、中学校段階で不登校だった子どもが、私立学校に向かっているという数が反映されている部分もあろうかと思っております。ですので、何とか高校の段階でもう一遍やり直そうと思った子どもたちが私立高校に向かって頑張ろうとは思いますが、なかなか実際にはやはり通うということが難しく、再び不登校になるというケースもあろうかと考えております。

もう一つですけれども、スクールソーシャルワーカー等の専門職を、ということですが、これにつきましては、やはり私立高校で建学の精神というのがありますので、それに従って私立高校で考えられるべきことだとは思いますが、スクールソーシャルワーカーに関しましては、私立高校の方が言われるには、私立高校は基本的に転勤がない・・・。

○会長

教職員のですね。

○事務局

はい、教職員ですね。教職員の異動がないために、その自治体で長く勤務をするというところで、こういう福祉的な課題が生じたときに、いろいろな福祉の窓口につながっている教員が多いということで、社会福祉士の仕事みたいなことも少し慣れた人がいるとは伺っております。ですので、本当に必要なときには社会福祉士の力を借りているということですが、基本的には教員がかなりの部分を代替していると聞いております。

○会長

いかがでしょうか。

○委員

どうなのかなと思って。思いを聞いていますね。今日ドクターがいらっしゃいませんけ

れども、先生方のところに、やはり駆け込んでくる子どもたちは多いと聞いておりますので、やはりその辺に光が当たらないといけないかなと思って、島根では、子どもが少ないですので、こういう子どもたちを何とか救っていくというか、学ぶ機会をできるだけ作れるようにしてほしいな。

一方で、もう一つの質問ですけど、フリースクールというのが10か所、11か所ぐらいありますかね、県内に。私、その実態がよく分からないもので、何か分かるものがあったら資料を頂きたいなと思っております。

○会長

後ほど説明がありますね。

○事務局

はい、後ほど。

○会長

(2) のところで。

○(深貝) 委員

(2) のところで、ぜひ。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

今のようなご質問、あるいは資料をご覧になっての分からない部分とか、皆様方からご意見をいただければと思いますが。

お考えいただいているうちに、不登校という学び方を選ぶ方の親和性が強い方が私立にたくさん行かれそうだとということであれば、私立のほうの支援というのを重点化するというのは当然の話ですけど、ただ、県教委さんとしては、私立の建学の精神に基づいてなかなかこうすべきという指導はしにくいというところもあります。ですので、こういうところでご意見をいただいて、私立の関係者の方にお伝えするということの意義は大きなことかなというふうにも思います。

というような議論が非常に重要ですので、何かお気づきのことがありましたら、どうぞお気軽にご発言をいただければと思います。

どうぞ。

○委員

資料の中にありました、13、これはどんなことをされたのかなというのが知りたいで

す。資料13の（ア）のグラフも（イ）のグラフも、全国の平均よりも島根県が低い値になっているということは、これはすごくすてきなことかなと思うのですけれども、特に（イ）のグラフで、令和5年と令和6年の間で相談を受けていない児童生徒の割合がこのように減っているというのは、どのようなことによる効果なのかとか、どのような実践がこういう結果を生んでいるのかというところは非常に大切なポイントかなと思うのですけれども、何かその辺り、どのようなことがあったのかとか、把握できていることがあればぜひ伺えるといいなと思います。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

（イ）の部分についてですけれども、昨年度から大きく数値が減って、学校と関係がある不登校の子どもが非常に多いという結果になっております。このことについてですけれども、昨年度の「不登校に関するアンケート調査」という結果の公表を受けて、いろいろな場所で、子どもに応じた状況について説明をしてきて、人間関係の悩みに課題があるのではないかという視点を持つことの大切さを教職員に伝えてきました。そうした中で、少しこの部分については、関わり方というものを考えながら、丁寧に不登校支援につなげてもらっているのではないかと、その成果が出ている。具体的には、週に1回は必ず、了解を取ったうえですけれども、保護者に連絡を取るようにして、調子のいいときには子どもに関わるようにしているとか、あるいは教材を送って、子どもと話ができるタイミングを保護者の方につくってもらうなど、そういったことをしていると聞いております。

連絡を取らないでほしいと言われる保護者の方も当然おられますので、それもちろん尊重しながら、例えば3か月ぐらい様子を見てからまた連絡を取り始めるということもあります。ただ、ここで0.7%という数字ですけれども、この子どもたちとしては、学校と絶対に連絡を取ってくれるなということで、学校からの連絡も保護者の方が出られないとか、あるいはお兄さんが別の中学校とか高校へ行っていて、小学校の子は不登校で、お兄さんの学校からは何とか情報を聞き入れているのだけれども、小学校と保護者がつながることができないなど、教職員からの継続的な相談とか指導を受けていないというところに計上せざるを得ないと聞いておりますので、そういった人数はかなり減ってはいるのですけれども、一定数あるという数字になっております。

○会長

いかがですか。

○委員

ちなみに継続的な相談、もちろん今おっしゃったような対応が効果を上げて数字が減っているということはあると思うのですが、何かちょっと少し気をつけたほうがいいのかなど。この継続的な相談・指導というのが、何をもちえて継続的であるのかとか、何が指導で、何が相談なのかというところが、どの程度定義されているものなのかによって、数字の出方というのも、変わってくるのではないかと思います。何かこういう形で指導していますと、学校の先生方に向けて教育委員会のほうから、これぐらいが定期的であるとか、これぐらいが指導であるとか、これぐらいが相談であるみたいな、何かそういうものを示されていたりするものなのではないでしょうか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

今の継続的な相談・指導等を受けていないというのは、文部科学省が一応の定義を示しておりますので、不登校であった期間を通して週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導を行うことをいうと定義をされておりますので、基本は週1回程度、連絡を取り続けていると。ただし、ここは、先ほど申しましたように、この期間は連絡しないでほしいということもありますので、それはいくら2か月空いたとしても、連絡を取れているとみなしているとは思いますが、そこは学校の判断にらせております。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございます。目に見える形で一定の成果が認められる結果が出ているので、ここを、何が起きているのか分析するということは、全体に対する何か再現性を持たせられるようなところだと思うので、すごく重要なのではないかなと思いましたが、引き続きいろいろと教えていただくとありがたいなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

学校の教職員から継続的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合は、令和5年度から始まった調査になりますので、今後また数年はこの数値等を見ながら、学校の取組を考えていかなければいけないと思っています。

○会長

どうぞ。

○委員

今のところの補足的な確認ですけれど、先ほどおっしゃったようなスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、この教職員に含まれているという認識で合っていますでしょうか。それとも、別なのでしょうか。

○事務局

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、上の折れ線グラフのほうに含まれています。

○委員

専門的なのというところですか。

○事務局

はい、専門的なのというところに含まれております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいでしょうか。

資料はこういうふうに関今、正確に認知していただくためのものですので、どうぞお気づきの点がありましたら。

どうぞ。

○委員

同じ点ですけれど、不登校生徒のうち専門的な相談を受けていないグループの中で、さらに教職員等からの継続的な相談を受けていないという、そういう立てつけになっているということは、教職員等が継続的な相談・指導をした後には、そういう専門的なのところにつなげて、以後は専門的なのところでやっていくという、そういうスキームというか、立てつけになっているという理解でよろしいですかね。

○事務局

その後というのは千差万別でございまして、個人個人によって違いがあると。もちろんこうやって子どもたちに継続して関わることでいい方向に向かう場合もありますし、そのままの状態の場合もあると。基本的には、やはり学校につながっているということは、学校に再び登校するチャンスも生まれるということもあると思いますので、大事なのは、社会と断絶させないということだと思われまますので、まずはそこを一義的に考えたうえで、先生方が一生懸命関わってもらっていると思っております。

○委員

そうしますと、教職員等からの継続的な相談や指導の中に、学校内外の専門的なところへつなぐような、そういうマニュアルというか、そういうやり方みたいな、ノウハウみたいなものは存在するのでしょうか。

○事務局

マニュアル自体は存在しませんが、関わった支援の好事例というのはかなり収集しておりますので、そういった好事例をいろいろな研修会等でお伝えしている、学校訪問等を通じてお伝えしているという状況でございます。

○会長

どうぞ。

○委員

意見です。基本的に、全く関わっていない人の割合が少ないという状況なので、そこからさらにつなげていけるような、そういうノウハウ的なものがより共有できるような仕組みなどを考えていくのがいいのかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

そのほかいかがでしょう。

予定としてはまだ10分ぐらい時間がありますが、もちろんなければ進みますけども、大丈夫ですか。

どうぞ。

○委員

高校の不登校ですとか、中途退学のところに関して。もしかしたらデータがないかもし

れないのですが、高校の不登校者数が少し増えていましたでしょうか。退学が減っているという説明だったかなと思うのですけれども。

○会長

何ページ辺りですか。

○事務局

11ページです。

○委員

そうですね。不登校生徒の割合が。

最近の教育支援センターや市のひきこもり支援のところにも少し関わらせていただいている中で感じたことですが、県のほうからも高校年代の長期欠席の子どもに対しての学習の機会、オンライン等を使った学習の機会の確保のようなどころを進めていると伺っておりまして、高校でどのようなことが起こっているかという、学校に行っていない、おそらく従来だったら欠席日数の関係で単位が取得できず、進級ができず、退学せざるを得ない状況になっていた子どもが、オンラインの活用や学校の様々な補足的な対応によって進級することも増えてきたのと、休学のような形を取るケースも結構多く聞くようになったかと思っていますのですけれども。単純に不登校も退学者数も減っているということであれば、それはよかったなという感じですが、例えばその中で、実は、休学の選択がすごく増えているようなことがあるのであれば、何かその辺はまた別の仮説なり、課題の抽出なりをしなくてはいけないのかなと、今の説明を伺っていて思ったのですけれども。何か休学に関する情報のようなものはあるものなのでしょうか。

○会長

事務局、いかがですか。

○事務局

休学の数自体は、県教委として全てを把握しているわけではありませんが、一応報告がありますので、把握しようと思えば把握できる数字かと思います。ただし、休学に关しましては、その子どもの不登校の状況によって、学校が、今この子どもにとってどうすることが一番いいのかというのは、常に考えているところです。具体的に言いますと、このまま休学をせずに学校に在籍をしながら、通信教育という形で課題のやり取りをして単位が認められたり、授業の配信で、オンラインで単位を認めたりという方法もありますので、今、この子どもが将来どうしたいかというのを考えたうえで、一番いいものを選択できるようにしていると。休学に关しましては、勧める場合のメリットとしては、授業料が発生

しない、経済的な負担がかからないというところがあります。ですから、しばらく休養が必要だろうと、休養することによって、進級がもう不可能だという状況であれば、休学という選択肢を選ぶことで、経済的な負担も避けることもできますので、そういう意味で、経済的な負担ばかりではないですけれども、学校のことを少し考えないようにしようかというような意味合いで休学を選ぶ場合もあると。そこは子どもの状況に応じて、学校が丁寧に関わっていると考えております。

○会長

休学の数字は出そうと思ったら出せるのですね。

○事務局

出そうと思ったら出せるのですけれど。

○会長

この長期欠席者の母数には入っているのですね。

○事務局

はい。

○会長

長期欠席者の母数というか、不登校者の母数には入っているわけですね。

○事務局

はい、在籍生徒数に入っています。

ただし、休学者数というのは公表していない数字ですので。

○会長

不登校の中の休学者数の割合は出ていないのですけれど、不登校の母数に入っているということです。

重要なお視点をいただいたと思います。

どうぞ。

○委員

SNSではなくて、さきほどの配信による教育を受けているというのは、校長の判断で登校としてカウントされるのですか。

○事務局

授業に出席しているとカウントしています。

○委員

例えば1日1時間しかタブレットを見てなくても、登校したというように。

○事務局

出席日数は進級等には問題ありませんので、基本的に単位修得の教科で、1日1時間しかしないと。例えば国語の授業のオンラインを見たら、国語の授業は1時間参加になりますけれども、英語や数学が欠席になりますので、そのオンラインで授業を見た部分は参加ということで出席日数としてカウントしています。

○会長

単位認定ですね。

○委員

単位認定ですよ、高校は。小・中は関係ないですよ、小・中学校は。

○事務局

小・中学校は関係ありません。

○委員

そうですね。

全員がそうになっていますか。不登校で、自分が希望して、タブレットでの授業に参加しますとか、学校には行きたくないけれども、授業にはこれで参加しますといった子どもは、全部認められるのですか。

○事務局

認められます。

○委員

100%ですね。

○事務局

希望されない子どももたくさんいます。今は学校のことを思い出したくないなど、触れたくないという子どもがいますので。

○委員

それこそまさに、その背景をしっかりと調査しないといけませんけれども、先生は負担でしょうねと思って。一生懸命関わられても。

○事務局

基本的に、高校段階になると様々な学びの選択肢がありますので、もし本当に休み休みやりたいということであれば、別の高校という選択肢もある。そうした中で、本当にその子どもにとって何が一番いいのかということを考えながら対応していかなければいけないと思います。本当に、子どもがこの在籍校で卒業、進級を望むのであれば、学校は全力でバックアップはしていますが、なかなかそういう方向に向かない子どもも多いことも現実としてあります。

○会長

ありがとうございました。

そのほか、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○委員

今のところ、これは本当に個人的な意見になってしまいますけれども。確かに高校という段階は様々な選択肢があるべきですし、小・中、義務教育の年代に比べれば選択肢も多いということはあるのですが、やはり島根県の、特に中山間地域などにおいて、それが本当にそうかというところ、結構微妙なところだなという感覚も少しあったりして。結局ほかの選択をしようとする、地理的な要因で通うことが難しく、そこに行けないようなケースがあったり、経済状況のようなこともあったりする、現状の単位取得に関しての、かなり厳密に出席の日数でという形で切ってしまうのではなくて、オンラインなどの利用できるリソースを活用して、それが補充をされていくようになっていることは、個人的にはいいことなのかなと思うのですが、何かやはり中途退学した場合のリスクというのは、かなり大きいのが島根県なのかなという感覚もあって。ただ、学力の保障とか、単位の取得のようなどころとそれをてんびんにかけることは本当にいいのか分からないのですが、島根県で人口が減っていて、働ける人が減っていくような中で、不登校の状況で、自己否定のようなどころに陥ったまま卒業、すごく消極的な進路選択をせざるを得ないような子どもがやはり少なからずいるということは、すごく悲しいミスマッチだなと思うのですよね。働いてほしい人はいっぱいいるのだけれど、働きたいと思えるはずの人が、自分は働けないだろうと思いついて、学校というところから去ってってしまうような経験が、私の短い経験だけでも何度かあるので、何かそこに関しては、今のサポートが

足りていないとは思わないのですけれども、ぜひ何か今後も。高校は自己選択など様々な選択肢があれば、だからといって切っていないと思いますし、その在籍校にこだわり続けるのが絶対正しいわけでもないのですけれども、何かそこに関しては、ぜひその子どもが幸せに生きていけるような形を、どうしたらサポートしてあげられるのかを考えてあげられるといいなという、一意見ですけれども、感想のような。

○会長

大事なお意見ですね。
事務局いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。

ここ5年ぐらいを見ても、高校での不登校支援の在り方がかなり柔軟になってきていると。以前のように、もう出席日数が足りないからという、機械的に、もう切ってしまうよということはこの高校でもほぼありません。やはり、最善を尽くして、何とか単位を取らせてあげようということにはかなり取り組んで、子どもたちの主体的な進路選択につながるように学校でバックアップをしています。

先ほどもありましたけれども、中学校のときに不登校だった子どもは、どうしても公立を敬遠して、私立の高校を目指すかもしれないということもあります。そうした中で、来年度の入試から島根県では、長期欠席者等に配慮した選抜方式を導入しました。今までの入試ですと、調査書と当日の高校入試の成績を総合的に判断して合否判定をしておりますが、この入試制度というのは、調査書を用いずに、当日の学力検査だけで判断をしていくというものです。ですから、今まで不登校であった子どもが、自分は欠席しているから、調査書の点が悪いから、実はその高校に行きたいけれども、ここには絶対行けないだろうな、でも、本当は学力を有しているかもしれないけれども、行けないだろうなという子どももいるかもしれないということがあり、そういった子どもがきちんとチャンスを得られるような形で、調査書という心配事を取り除く形での入試制度を導入しました。ただし、こちらも基本的には、学校に出席して学ぶということを前提に受け入れますよと。高校に入ってもう一度やり直したいという子どもたちが、自分の調査書という心配をすることなしに入試を受けられる形で導入したところです。これは全国でも例がない制度でございます。島根県はかなり早い導入であると思っております。

○会長

ありがとうございました。

まだたくさんご意見があると思いますが、特に今、不登校支援の話にかなりなりましたので、次のトピックがこの話題にかかわるかと思います。

ただ、今、ご意見いただいた方々は、やはり学校外で親身になって生徒児童に関わっていらっしゃるからこそ見えてくる諸課題というのがあると思います。本会の意義はそこにありますので、ぜひとも私たち、あるいは県教委の皆さん方も、そういった学校周辺で支援をしてくださっている今の生の声というものをしっかり受け止めていきたいと思えます。特に今、最後あったような意見は県全体の大きな課題ですので、知事部局とすり合わせも必要かもしれません。それから、国によって義務教育や公教育を受ける、または、受けさせる責務や義務、権利を誰が有しているのか、必ずしも一緒ではありません。ですので、我が国の保護者が教育を受けさせる義務を持っているという意識のもとでどのように学校と関わっていくのか、この辺りをもう一度我々も確認する必要があるであろうと思えます。そして、ほぼ義務教育状態になっている高等学校の在り方、特に、今おっしゃった島嶼部であるとか中山間地域の、この辺りの学びの選択肢の在り方というのをどのように私たちは配置するとともに、様々な進路あるいは協働的な支援の在り方というものを、今、これだけ不登校というものを選ぶ児童生徒が増えてくれば、セットとして考えていかないといけないのではないかと、このようなことを今、ご示唆いただいたと思えます。ですので、これから第2の議題のところ、どのように具体的に支援をしていくのか、また、県教委としてどういうことを考えているのか、あるいは学校としてどのような方策があり、どのような成果が上がっているのかということをお示しいただいて、引き続き今の議論を深めたいと思えます。

今から(2)の不登校支援関連事業について、まずは事務局からご説明をいただきたいと思えます。お願いします。

○事務局

不登校支援関連事業についてご説明させていただきます。

資料2の1ページ目をお願いします。まず、一人一台端末への相談窓口連絡先のタブの追加についてです。

県立学校では、相談したいタイミングで相談窓口を見つけることができるように、児童生徒の一人一台端末の画面に、いじめや性暴力、LGBTなど様々な悩みについて相談できる窓口の連絡先タブを常に表示し、学校以外の相談窓口でもすぐに相談できる状態にしています。また、保護者に対しては、島根県のホームページに掲載している相談窓口連絡先について、各校のスクールメール等で周知するよう学校に依頼しています。資料の1ページ目には、各県立学校への通知文を掲載しています。

2、3ページ目の相談窓口一覧については、実際の画面を見ていただきたいと思えます。今からパソコンの画面をモニターに映しますので、モニターのほうをご覧ください。

今、画面にあるのは県立高校の一人一台端末の画面と同じようなものです。ここで、立ち上げると、ここに「相談窓口はこちら！」とタブが必ず出るようになっております。ここをクリックすると、資料の2、3ページにあるようなホームページ等の相談窓口へ飛

ぶようになっております。これは県の相談窓口で、ずっと下に行きますと、まずは、いじめ相談テレフォン、そして24時間子供SOSダイヤル、そして通常スマートフォンでやるようなLINEでの相談も、このウェブのほうからできるようになります。スマートフォンを持ってない生徒や、LINEのアプリを入れていない生徒も、このタブの中のウェブのところからLINE相談ができるように整えております。

ずっと下に行っていただくと、性暴力に関する相談窓口も3つ載せております。いじめなどだけではなくて、性暴力の相談窓口もこのような形で一人ひとりが確認できるようにしております。

その下は、島根県教育センターの相談窓口で、浜田教育センターや島根県教育センターのホームページに飛ぶようにしています。例えば、ここですと、島根県教育センターに行くと、こういった形で浜田教育センターや島根県教育センターに飛ぶようになっております。

最後ですが、LGBTQ等に対する悩みについても、島根にじいろダイヤルも載せさせていただいて。こうした形で相談窓口を一覧にして、いつでも児童生徒が自ら相談できるような形を今取っております。以上です。

今のように、児童生徒がすぐに確認できる場所に相談窓口の連絡先のタブを表示することで、児童生徒にとって相談がしやすい環境を整えています。この取組については、各市町村の教育委員会にも紹介しており、11月末現在で13の市町村が県同様の環境を整えております。

続きまして、学校に行きづらい子どもの保護者向け専用カウンセリングダイヤル「親“そっと”ダイヤル」についてです。資料2の4ページ目をお願いします。

先ほど「生徒指導上の諸課題に関する状況について」でもご説明したとおり、不登校の児童生徒は本県でも増加傾向にあります。また、不登校には至らないものの、学校に行きづらい、不登校傾向の児童生徒も同様です。現在、県内の公立学校全てにスクールカウンセラーを配置していますが、その相談時間は主に学校の授業時間や放課後となっているため、仕事の関係などで保護者が思うように相談できない場合があります。そこで、不登校に関する悩みを抱え、スクールカウンセラーとの相談を希望する保護者にとって相談しやすい環境を整えることを目的として、この「親“そっと”ダイヤル」を開設しました。この窓口を通じて、悩みを抱える保護者の方が一人でも多く相談につながればと考えております。

4ページ目は市町村教育委員会への周知依頼、5ページ目は周知用のチラシ、6ページには4月から11月までの実績とアンケートの内容を掲載しています。アンケートには、「電話で気軽に相談できるから」、「ふだん学校で相談できる時間帯よりも都合がよかったから」などの回答がありました。相談件数はまだ多くはありませんが、今後はさらに相談しやすいよう、実施する曜日や時間帯の見直し、通話料を無料にすることや周知方法など、工夫していきたいと思っております。

次に、一人一台端末への「SOSフィルター」の導入についてです。資料2の7ページをお願いします。

SOSフィルターは、県立高校の一人一台端末で生徒が「死にたい」や「自傷」など深刻な悩みに関する語句を検索した際に、悩みに応じた相談窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを画面に表示させる機能です。この機能は、NPO法人が開発し、全国の教育委員会等は無償で提供をされています。本県の県立高校では今年の8月から、このSOSフィルターを導入しました。

では、実際の画面をまた見ていただきたいと思います。モニターをお願いします。

生徒の一人一台端末で、このような形で検索ワードに、資料の8ページにあるように、例えば「死にたい」と検索すると、こういった形でぽつと画面に出るようになっております。ここでその子どもに対して、話せる場所があります。相談窓口を知りたいなとここを押すと、国が紹介している相談窓口が紹介されるような形になっています。例えばここで、「よりそいホットラインチャット」ですと、死にたい方法を探している子どもが、こういった思いとどまるようなポップアップ画面に行くような形になります。

そのほか、例えば「親 殴られる」どうしたらいいかなと思ったときに、今度は、「心や体が傷ついてつらいあなたへ」ということで、先ほどと文言が違ったものが出るような形で、これはいわゆる虐待に関する悩みを検索すると、このような形でポップアップが出てくる。例えば今度は、つらい状況を抜け出すヒントは6つあるなということ、例えば家に居場所がないと感じたら、このようにアドバイスが出てくる、相談窓口などを紹介するような、ポップアップが自動的に出るような形がSOSフィルターとなっております。それ以外にもいろいろなキーワードがありまして、そういった子どもたちのSOSを発するようなキーワードに反応して、それに合った窓口がポップアップされるようになっております。

この取組につきましても、先ほどの相談窓口連絡先一覧のタブの追加と同様に、各市町村教育委員会にも紹介しております。

最後に、島根県フリースクール等連絡協議会についてです。資料の11ページ目をお願いします。

連絡協議会のこれまでの活動をまとめた資料となっております。フリースクールや学校、教育関係機関等を構成機関として、昨年10月に設置し、昨年度は2回開催しました。協議会の内容については11ページ、活動状況の(1)、(2)に記載があるように、参加のフリースクールの活動紹介や、フリースクールで過ごした際の出席認定と学習評価、不登校児童生徒への支援に関する国の考えなどについて意見交換を行いました。

また、フリースクールからの要望を受け、フリースクールでの危機管理マニュアル作成の参考資料として、県が作成している「学校危機管理の手引」を提供したり、国の不登校支援の考えについて理解を図るため、現場の指導員の方々を対象としたオンライン研修会を開催したりしました。

13ページ目から16ページには、「参考1」として、提供した「学校危機管理の手引」から一部抜粋して掲載しています。

17ページから24ページには、4月及び5月に実施したオンライン研修会の開催案内及び当日の資料を「参考2」として掲載しています。

なお、このオンライン研修会では、5つの施設から7名の参加申込みがありましたが、当日欠席者があり、最終的な参加は2施設、3名でした。また、7月には、連絡協議会の取組内容や参加フリースクールを紹介するリーフレットを作成し、県や市町村の庁舎、図書館、公民館、交流センター、社会福祉協議会等において、2,000枚以上を設置していただいております。

「参考3」として、25ページにリーフレット、設置場所一覧については26ページに掲載しております。

10月には、令和7年度1回目の協議会を実施し、学校等とフリースクールとの連携や、今後の連絡協議会の在り方について議論しました。2月には、本年度2回目の協議会を実施する予定です。説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。

議題の1と引き続きのような感じで、今度は具体的な不登校支援の在り方、現状、あるいは県教委の取組について、特に外部機関とのつながり、それからGIGAスクール構想で一人一台端末になっているところの、できるだけネット上を経由した様々な支援の在り方の工夫について、具体例をモニターにも映していただいております。

以上のことにつきまして、あるいは第1番目の議題の引き続きでも構いませんので、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員

「親“そっと”ダイヤル」について伺います。相談時間がおよそ30分となっておりますけれども、これはお電話された方が、そのように思ってお話くださるのでしょうか。どのタイミングといたしますか、何かアナウンスされるのでしょうか。

○会長

30分ということ。

○委員

はい。

○会長

いかがですか、事務局。

○事務局

チラシを各校に配置していただいているところですが、そこに一応およそ30分と書かせていただいています。今までの相談の中でいうと、超えるようなことはなかったですけれども、なかなかぱっとは切れないようではありますが。大体30分、長くても少しぐらいで終わっているところです。このチラシを見ていただいて。

○会長

それでかけられるということですね。

○事務局

そうですね。

○会長

このチラシを見て。一応読んでおられると。

○委員

なるほど、はい。

私も一応電話相談を担当しておりますけれども、本当に勇気を持って電話してこられますと、やはり、話したい。そして聞いてくださる方が一生懸命聞いてくださると、どんどんどんどん話したくなるものなのです。そうしますと、本当に30分と思っていたけれども1時間になったということもしばしばございまして。私たちは一応全て聞くのですけれども、中断の仕方が難しいところがあって、伺ってみました。

もう一つですが、アンケート結果のところ、最後の方の意見、「こちらのまとまらない話を5分近く遮らずに聞いてくださって、要点を途中でまとめながら質問して下さった」と書いてあります。多分、アドバイスされた内容というものは、それほど難しいことではなかったかもしれないのだけれども、やはり相談者の気持ちを受け止めて、きちんと整理をして、それで相談者の方が納得されたと、そこに至る聞き方がとても大事じゃないかなと思って、本当に喜ばれたのだろうなと思いました。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

何か勇気をいただくようなご意見でしたね。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

どうぞ。

○委員

今と同じところで、6ページのアンケートのところですか。その裏のチラシのほうに相談日時というのが赤字でありまして、先ほど仕事等の都合でなかなか相談しづらい云々というお話があって、一番遅い時間が18時となっています。ただ、アンケートの、この利用した日というところは、日付と時間が、かけてこられた時間とすると、20時3分という時間に相談を受けておられるのでしょうか。

○事務局

この一番下の利用した日というところで時間が載っていますけれども、アンケートを記入された時間として、申し訳ありません。その日の相談が終わって、アンケートのフォームを送らせていただいて、ご都合のいいときに回答していただくので。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○事務局

申し訳ありません、説明が足りませんで。

○会長

どうぞ。

○委員

「親“そっと”ダイヤル」、すごくよいことだなと思っています。一方で、「子供と親の電話相談」というのは夜の8時まで毎日やっているのですが、でも、その件数も多くなくて、どこに親御さんたちはかけたか一番いいのかと思っていらっしゃる一方で、やはり何か、受けてくださる専門の電話相談員の育成、確保というのかな、それはすごく大変だろうなと。それが大変だからこういうふうに毎週水曜日と、タイミングよくそこに電話をかけたくなるというのは難しいかなと思って。いつでもいいという感じに持つていくためにはどうしたらいいかなというのをすごく気になって。本当は自由にいつでもかけられて、悩みを聞いてあげるといって上からみたいですけど、聞けるといいかなと。非常

に件数が減ってきていまして、電話相談。何年やっていますか年数忘れましたが、すごく減ってきたのですよ、電話というものが。SNSでの相談という時代になったのではないかというような声も聞くのだけれど。これはこれで即座に打って返さなくてはいけないので、電話以上に責任が重くて、専門職でも、なかなかしっかりとした訓練を受けないと、それはできないのではないかという声もあったりして、踏み切れなかったことがあったもので。何か時間の幅を広げてほしいし、あまり分散していると、せっかくお金を使って人を集めても、効果が低くなるのではないかなというような気がしていて、これは青少年家庭課の分担ですよ。ですから、教育委員会と何か話し合っ、もっと時間数をこちらにシフトしてもいいのかなとか、いろいろ思っていました。

○会長

県教委の対応ですけども、様々な相談窓口があっ、そういうところとの連携等は当然なさっておられますね？

○事務局

そこまで連携は取れていないのですけれども。

○会長

当然と言っ、ごめんなさい。

○事務局

やはり緊急性がある児童虐待の窓口の部分も兼ねているだろうと思っながら、こちら、不登校というところに特化しての相談窓口とさせていただきます。先ほどありましたように、誰でもできるポジションではないと思っますので、こちらでも選定をさせていただきますながら、その方のご都合であったり、こちらで確保できる予算であったりする中で、今このように行っているところ。先ほどもご説明させていただいたように、曜日や時間帯など、あとは無料にできればと、今予算要求をしておりますので、さらに使いやすいものにできたらと思っしております。検討してみます。

○会長

先ほどありましたけれども、そういった子どもの支援というのは、今後の就職の可能性にも繋がり、島根県にとってもメリットがあるわけですので、そういう意味でも、ぜひ予算要求を上手にやっただければと思っます。

それから、今、重要なお指摘があっしたのは、SNSというのは便利だけれども、やはり文字で返すというのは非常にまた口頭でのやり取りより、もっと神経を使うものでありまして、文字というのはニュアンスが伝わらないこともあるし、口頭ではやや曖昧なことを

しゃべりながらお互いで認知し合うということもありますが、文字化するとそういうわけにもいかないので、なかなか専門職でも難しいと。この辺りをどのように解決していくのかは、専門家からもご指摘いただいたと思いますので、SNSの窓口を広げれば良いという話ではないなという点も少し掘り下げていただきたいのですが。

いかがですか、ぜひ具体的な。

○委員

SNSのことではないので。

○会長

何でも結構です。どうぞ。

○委員

SOSフィルターの導入ということで、このようなところまでされているのだなと思いましたが、その中で、「つらい気持ちを抱えているあなたへ」で、相談の窓口が見つかって、それで画面の中から飛んで、そこですぐ相談ができるのかどうか分らなかったの、そこを教えていただきたいなど。

○会長

具体的な使い方ですね。

事務局どうぞ。

○事務局

SOSフィルターは基本的にNPO法人が開発したものでして、相談窓口が全て国の相談窓口になっております。ですから、県の相談窓口を載せてほしいとはお願いしたのですが、それはできないということですので、このSOSフィルターの相談窓口は全て国の相談窓口ということになっております。

○会長

こういうページを作れば作ったで管理する人が必要なので、管理規則をつくと、国と県を一緒に載せられないと。なかなか難しい問題。さらに地方自治体もありますからね、なかなか。おっしゃることはよく分かるのですが、その管理業務をどうするかという問題はかなり大きいので。でも、これはやはり何とか大人のほうで解決していく課題ですよ。

○事務局

島根県の相談窓口一覧のホームページのリンクだけでも貼っていただけるとありがたいのですけれども、そこも難しいと。

○会長

リンクぐらい貼ってくれたらいいですよ。

○事務局

リンクぐらいとは思いますが。

○委員

では、例えば学校で使っている一人一台端末に表示されるSOSフィルターの相談窓口で相談がしたいと思ったら、一人一台端末からではなく、今度は自分のスマートフォンから改めて入るといいますか。

○会長

どうですか、そのままいけるのですか。

○事務局

自分のスマートフォンで改めて相談していただくことになります。

○委員

一人一台端末からも相談ができるようになっているかと思いました。

○会長

直接相談ができるのですか？

○事務局

相談の窓口が表示されますが、一人一台端末から直接相談窓口につながるようにはなっていません。

○会長

ウェブ相談の窓口に行けばできますよね。

○事務局

そうですね。一人一台端末にはSOSフィルターで表示される相談窓口とは別に、県の相談窓口一覧のページがあり、そこからはSNS相談の窓口につながります。

○委員

ある自治体では、例えば「死にたい」のようなことを子どもがタブレットから入力した場合は、すぐに分かるようになっています。

○会長

自治体側が分かる。

○委員

はい、そうですね。

学校と連携して、どう支えるかということになっているのですが、県でも、そういうことが分かるのですか。

○事務局

はい。それは全く把握ができないシステムになっています。

○会長

国の一律のシステム。

○事務局

はい。

○委員

子どもたちが悩んだ時、このタブレットを使って相談がすぐできるということなのですね。

○事務局

そうですね、少しでも子どもたちの相談窓口が広がればいいという思いでやっておりますので。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ちょっと話が違うのですが、相談を受けるときに、たまたま女性の方が、相談をするのに男性の方はちょっとと言われたケースがあります。そのようなケースのときに、女性が

来られるときはこの日ですから、この日においでくださいという言い方をしたのですが、後で叱られたのですけれど、そこだけで相談するのではなくて、相談をするとき、そこしか解決がないと考えていたのだけれど、実はそういう必要性があれば、ほかの相談窓口へつなぐというところをやはり持っていないと、学校関係は教育委員会とってしまおうと、そこでもう行き場がなくなってしまうと考えるのだけれど、様々な相談窓口があるというところをやはり知っていて、そこにつないでいくということも大事な役割ではなかろうかなと先ほどのお話を伺いながら思ったものですから。

○会長

ありがとうございました。その第一歩ですよ、今県教委がやっておられる取組というのは。できるだけ相談窓口をポップアップで出るようにというような形で示していく、児童生徒に。かなり踏み込まれていると思います、県教委としては。ですので、ご意見をいただければもっともっと進化していくのではないかと思いますので、ぜひとも何かご助言をいただければと思います。もちろんほかのことでも結構ですので、いかがでしょうか、もう10分ぐらい時間としてはあります。

少しお考えいただいている間に、県教委としては、かなりこれ新しい試みだと思いますが、現時点での反響といいますか。どのぐらいこういうものが浸透して、あるいは役立っているというのをおかしいですけれども、どの程度成果が上がってきていそうなのか、手応えで結構です、考えていただく間の時間ですので、どんな感じでしょうか。

○事務局

いろいろな試みをしながらかもしれませんが、基本的に相談窓口の一覧のページを一人一台端末に載せているというのは、かなり有効だと考えております。定量的に成果を図る仕掛けが取れてはいないですけれども。今年度から、島根県でやっているSNS相談は、今まではスマートフォンからしか到達できなかったのですが、ここにありますように、ウェブからでも行けるようにしました。クリックしてもらってもいいですか、LINEではなくウェブ版で。そこをクリックすると、一人一台端末からこのように相談窓口に到達できるようにしました。この目的というのは、今でも中学生、高校生の中には、家でスマートフォンを使いにくい子どもがいる。持っていない子どももそうですけれども、家でスマートフォンを使っていると、保護者の方からいろいろ言われたりする子どももいると聞いておりますので。学校では当然スマートフォンを触れないという状況もありますので、子どもたちが、一人一台端末だと、家で開いても勉強していると思ってもらって、保護者があまり文句を言わないのだそうです。そういうことで、一人一台端末からもできるようにしました。これは、スマートフォンから相談があったのかウェブから相談があったのかというのを定量的に測ることができています。

夏休み以降、少しずつウェブでの相談が増えてきています。

○会長

アクセスメーターみたいになっているのですね。

○事務局

はい。10相談があって、10月の実績としては、スマートフォンのほうが6で、ウェブのほうが4の数字が出ています。40%と60%ぐらいで、最初のうちは、LINEからばかりだったのですけれども、夏休みぐらいから少しずつ増え始めてきたということで、少し成果が出てきたなと思っているところです。相談実績としては、昨年度並みの相談件数になっていますけれども。その内容は、一人一台端末からも加わってきたということは非常に大きい成果かなと思っているところです。

○会長

先ほど委員がおっしゃったような、間口が広がってきて、その相談件数というのは着実に増えているということのようです。

そのほかいかがでしょうか。

これからいろいろ具体的な事例が出て、これはやはりもっと専門的なところへつながなければとか、できれば電話に変えましょうとか、そういう次の段階、次の段階と進化していく、今、最初の窓口ができてきたのだと思います。

○事務局

SNS相談については、令和2年度から島根では実施しています。コロナで全国一斉休校が始まったタイミングで、年度途中から始めまして、そこからずっと年間を通じてやっているのですけれども、傾向としては、SNS相談にはあまり深刻な相談がないという傾向があります。むしろ深刻な相談があるのは電話。今まで島根県で、SNS相談で緊急な対応を求められたことは1件もございません。電話に関しては、ごくまれにそういう緊急な対応が求められることがあります。やはり、そういった意味でもSNS相談は、気軽にできる相談が多いのかなと考えております。

○会長

デジタル世代のSNSへの接触のハードルというのは非常に低いので、簡単なことはつぶやけるといえることですね。

先ほど委員からもありましたが、例えば小学生は、なかなかスマートフォンを全員が持っているということではないと思うのですが、今の県教委の取組、いかがですか。

○事務局

小学生は対象になっていないです。

○会長

なっていないのですね。

○事務局

高校と中学生なので、大変申し訳ありません。今までスマートフォンを持ち始めるのが中学生ということを前提としていましたので、今後小学生まで広げるかどうかというのは、またご意見いただければと思います。

○会長

そうなのですが、いかがですか。

○委員

小学生だといろいろ心配なことも考えていけないのかなというのが正直なところ。だから、今高校と中学ということで、小学校にもということになったら、段階的に、反応とか手応えとかの確認をされながら、広げたほうがいいのか、そうでないのかがいいのかということを考えていただくことは必要かなと思っています。

全く別の話でもいいでしょうか。

○会長

どうぞ。

○委員

生徒指導上の課題に対して、どう対応していこうかということを経験としていろいろ考えるわけですが、何か学校として、学校だけで考えてこんなふうに対応していこうと決めてしまいがちなところがあるのですけども、それって苦しいですよ。学校だけで決めてしまうと、それを何とかうまくいくようにし、うまくやらなくてはならないと思うと、どうしても力技になったりします。そうすると、それが伝わってしまうので、なかなかうまくいかないところもあると思います。そう思いながら教員が関わっていくということは、やはり教員の負担としても大きなものがあると思います。でも保護者との作戦会議のうえで、こうやっていきたいと思いますということを決めたということになると、いいこととしては小さな変化と一緒に喜べるというのがありますし、それから、うまくいかなかったときに、これはちょっといけませんでしたね、じゃあ、次どうしようかというステップが踏めるので、学校がこういう方針を自分たちだけで決めたというような形にならないことというのは、私はとても重要なことかなと思っています。例えば、不登校の場

合の週1回ぐらい連絡を取るというような話がありましたけれども、それも、保護者と作戦会議をしていないと、これぐらいのタイミングでかけていいだろうか、どうだろうか、間が短いと思われるかな、なかなかかけてこないと思われるかなど、いろいろ考えて先生方が電話かける前にもう疲れてしまっただということがあるので。それが、例えば長期の不登校の場合だと、週末にかける、それも金曜日1日だけにすると、先生もいろいろ出張があったりうまくいかなかったりするの、木か金曜日ぐらいにかけるようなところを保護者の方と相談してあると、かけるほうも、このタイミングでかけていいのだと、とても気が楽になるのではないかと思います。それは例ですけれども、いろいろなことが何か少し落ち着いて対応できるということにつながるために、やはり保護者との作戦会議を経て、方向性を決めていくということは、私はとても重要な側面だなと思っています。少し全般的な話になってしまったのですけれども。

○事務局

ありがとうございます。

本当におっしゃられるとおりでと思います。学校がよかれと思っても、ご本人や保護者にとっては煩わしいこともあるわけで、週に1回もひよっとしたら煩わしいという方もおられるかもしれません。今はもう少し期間を空けてお願いできませんかということ率直に言えばいいですけど、それが学校の思いだけでということになってしまうと、関係がうまくいなくなることも多々あるかと思いますので、その辺のところはきちんと、本人、保護者の意見を聞きながらしていかないといけないと思っております。例えば朝の欠席連絡などもそうですよね。学校は毎朝してくださいと言いますが、そうすることがすごく負担だという保護者の方もおられる。また、何かそれで悪いことをしているようなところもあって、学校へ来るときにだけ連絡してくださいということで負担を取ってあげることもあると聞いておりますので、保護者と打合せをするというのは非常に大事なかなと思います。

あわせて、他機関との連携についても非常に重要なところで、学校はどうしても学校の中だけで何とか解決していきたいと考える人が多いですけども、すごく連携が進んでいるのではないかと考えております。例えば、今頃増えてきているのが性に関わる事案でして、スマートフォンを使って、盗撮をするなどといったこともありますが、学校の中だけで処理しようとするとな大変なことになる。ですから、警察とすぐに連携をするようにこちらから勧めしておりますし、むしろ、今、学校のほうでは、学校の中だけで処理しようとするのではなくて、すぐに警察に相談することもしておりますし、好意的な保護者ばかりではなくて、少し過剰な要求をされる保護者もおられます。そのように、学校だけではなかなか対応が難しいというときには、すぐに弁護士に相談をするという窓口も、うちの課でも持っておりますし、島根県教育委員会でもスクールロイヤーという制度を整えておりますので、そのようなところに相談をする機会も非常に増えてきていると思っております。

す。学校だけで何かを進めるのではなくて、連携をすることも負担軽減、働き方改革につながるのだと考えております。

○会長

ありがとうございました。

ここで出た意見をそのままではないと思いますけれど、県教委のほうで精査をしていただいて、校長会でそれぞれ情報を渡していただくとか、前半のところでありましたけれど、教員への周知を図るということがありましたが、周知を一方的に図るだけではなくて、それがどのように教職員に伝わっているのかということのリサーチしていただかないと、こちらが伝えただけでは行き渡らないわけですし、それから、教職員だけではなくて、今、委員からあったように、保護者も一緒に周知していただく、あるいは連携機関と併せて周知をしていただくというようなことが大事なのかなと、今のご意見を聞いて思いましたので、ぜひとも一度フィルターをかけていただいて、また県教委のほうで周知のほうよろしくお願ひしたいと思います。

大体ほぼ時間になって。

どうぞ。

○委員

今のお話とも少し関わる場所ですけれど、もちろんもう既に県教委のほうでされているかもしれないですけど。今の周知徹底のところ、先ほどの例えばSOSフィルターの話は、その子どもたちの端末にそのまま直接表示をするという種類のものなので、もちろん先生がその機能があることを知っていることは大前提だと思うのですが。ぜひ、そこに何が書かれているかということも知っておいていただくということ、すごく大事なのかなと思います。特にやはり国の相談窓口につながる場合に、そこで何か、誤った情報にたどり着いてしまう可能性はかなり低くなると思うのですが、でも、結局自分の身の回り、手の届く距離で、じゃあ、それを例えばオンラインで与えられた記述で、勇気が湧いて、例えば先生に少し打ち明けてみようなどとなったときに、やはりそこが、対応があまりにもかけ離れたものになってしまうと、それはやはり期待した分、傷つきも深くなるようなことなどが起こってしまうような気がするので、やはりそれぞれの相談窓口、相談窓口がどういうところかというのは分からなくてもいいと思うのですが、さきほどの資料のようなことや何かセルフケアの在り方など、そういった部分は、ぜひ内容の部分も先生方に知って、おそらく知って害になることは少ないと思うので、そこまでいって始めて実際身近なところで相談を受けるようなことや勇気を出して相談した子どもが報われるようなところにつながると思うので、ぜひ内容まで踏み込んでいただけるとうれしいなと思っていますし、そういうところにカウンセラーを使うということも一つの方法かなと思いますので。PTAの研修のような場やカウンセラーによる教室での授業的な活動など、

教育プログラムのなとところに少しその内容を取り入れるような、プログラム開発のようなものを一緒にする、そういったことができる、よりフィルターに引っかかった子どもに対してどう対応するかのようなところまで少し手が届くのかなと思いました。

○会長

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

当然、先生にもこのようなポップアップが出るということは周知しておりますが、その内容まではお伝えし切れていないのではないかと考えております。このポップアップが出るのは、例えば、子どもたちが課題研究などで「自殺者数の推移」などを調べるときに、「自殺」と打ってもポップアップが出てくるわけです。そういう意味では、私たちそんな気持ちもないのにこれが出るのはおかしいですという子どもも中にはいる。先生方もそうです。先生方の端末にもこれが表示されるようになっておりますので、そういった意味で、こういう表示が出ますよというのは、こういう意味ですからねということは伝えていますが、その内容までは確かに伝えておりませんでしたので、またいろいろな機会を通じて伝えていきたいと思っております。参考にさせていただきました。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

まだまだご意見もあるかと思いますが、ほぼ予定の時間になりました。

もし、後で追加のご意見ということがあれば、ぜひとも貴重なご意見ですので、お寄せいただければと思います。

私のほうから最後に、今の皆様方からの貴重なご意見をいただいて、県教委のほうで全てが消化できるわけではないということだとは思いますが、我々がお話しできる窓口、貴重な窓口ですので、ぜひ他部署とも共有をしていただきまして、島根県の児童生徒のために何ができるのかということ膝を突き合わせながら今後も考えていければと思っております。

1点、やはり押さえておかないといけないのは、今回、不登校ということがかなりクローズアップされたのですが、不登校というからにはやはり本丸は学校教育でしょう。学校に行かないから不登校なので。ただし、不登校という学びを選ぶ児童生徒も増えてきていて、それを保障しようという国の方針でもありますので、であるならば、学校教育がこのように戦後、スクール形式で一斉授業を前提として教育課程、カリキュラムが組まれたこの学校教育の意義というのは一体何なのかというのを逆に私たちが明確化しなければ、不登校の意義というのも見えないであろう。ですから、一番大事なことは、本丸である学校

教育の、不特定多数の考えの異なる他者が一斉に集ってライブで何かを同時に考え、意見を言い合うような場、これが、例えば個別最適な学びとどうリンクするのか、こういう辺りの今の学校教育の意義というものが逆に問われているのではないかと、このように考えます。それを島根県教委として、やはり明確に打ち出していただければ、では、その学校教育の周辺で支える施設としての得意技は一体何なのか、そこと一体化して青少年の育成というものに島根県全体で取り組んでいけないかというような議論になろうかと思えます。これは県教委で、これは私たちとか、こういう分断したことではなくて、それぞれの得意技が融合していくということのために、こういう会もあるのだと思えますので、ぜひ、このような一人一台端末、GIGAスクール構想の中での学校教育の意義のようなものをさらに明確化していただけると、私たちの議論も進みやすいかなと、このように考えたところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、皆様方、今日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。まだまだご意見があらうかと思ひますので、ぜひ事務局のほうに今後ともお寄せいただければと思ひます。

それでは、当初の予定の時間となりましたので、これで議事は終了させていただき、進行は事務局にお返ししたいと思ひます。

【事務局あいさつ（教育監）】

本日は、大変参考になるご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。最後のところでは、会長から非常に大きい、なかなかすぐには解決、結論が出しにくいかもしれませんが、一番大切な宿題もいただきましたので、ぜひ今後ともいろいろなご意見を伺いながら、教育委員会だけ、学校だけというのではなくて、社会全体でと考えておりますので、今後もお気づきの点ありましたら、遠慮なくご意見いただきながら、島根の子どもたちのために何ができるかということに取り組んでいきたいと思ひます。

本日は本当にありがとうございます。